共用サーバ（ベーシック、ゴールド、プラチナ）利用規約

第１条（本規約の適用）

１．ライド株式会社（以下、「弊社」といいます。）は、共用サーバサービス・仮想専用サーバサービス・専用サーバ利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定め、本規約に基づき弊社はホスティングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

第２条（用語の定義）

１．本規約において、使用する用語の定義を、次のとおり定めます。

（１）　第三者提供サービス：本サービス利用により、弊社以外の第三者から提供されるサービス

（２）　契約者：本規約に同意し本サービスの申込みをした者

（３）　本契約：本サービスの利用に関して本規約に基づき弊社との間で成立する契約

（４）　アップグレード：共用サーバプラン、仮想専用サーバプラン、専用サーバプランの各基本プラン内で月額料金が増額となる基本プランの変更

（５）　ダウングレード：共用サーバプラン、仮想専用サーバプラン、専用サーバプランの各基本プラン内で月額料金が減額となる基本プランの変更

（６）　提供基盤：本サービスを提供するために弊社が管理する物理サーバ及び仮想サーバ、OS、Web サーバ、弊社が提供する PHP 等のソフトウェア、ネットワーク設備、並びに弊社が管理するセキュリティ対策設備（ただし、仮想専用サーバサービス及び専用サーバサービスにおいて契約者が管理権限を有する OS 及びソフトウェアを除きます。）

（７）　契約者管理領域：契約者がデータ領域内に設置又は管理する WordPress 等の CMS、プラグイン、テーマ、契約者独自のプログラム、コンテンツ、及びパスワード等

（８）　サイバー攻撃：不正アクセス、DoS 攻撃・DDoS 攻撃、マルウェア（ランサムウェアを含みます。）の送付・感染、改ざん、その他情報システム又はデータの機密性、完全性や可用性を損なう第三者の行為

（９）　脆弱性：OS、PHP 等のプログラム言語、ミドルウェア、アプリケーションその他のソフトウェア又はハードウェアに存在するセキュリティ上の欠陥

（１０）　サポート終了：OS、PHP 等のソフトウェアについて、開発元等によるセキュリティ更新プログラムの提供その他の保守が終了すること（いわゆる EOL）

（１１） 旧プラン：サポート終了したOSやPHP等を利用する基本プラン又はその設定、又は弊社が新規申込の受付を終了し、契約者に対して新しい基本プラン（弊社が別途提供するレンタルサーバサービスの基本プランを含みます。以下同じ。）への移行を案内した基本プラン

第３条（本サービスの構成）

１．本サービスは、１契約につき１つの基本プランと任意選択可能なオプションにより構成されます。

２．本サービスは、以下の基本プランとオプションサービスを言います。

（１） 共用サーバサービス ベーシック NGS-10
（２） 共用サーバサービス ゴールド NGS-10
（３） 共用サーバサービス プラチナ NGS-10
（４） 仮想専用サーバ(Linux)サービス ベーシック VP-2
（５） 仮想専用サーバ(Linux)サービス ミドル VP-4
（６） 仮想専用サーバ(Linux)サービス アドバンスト VP-8
（７） 仮想専用サーバ(Linux)サービス マスター VP-16
（８） 仮想専用サーバ(Windows)サービス HW-22
（９） 仮想専用サーバ(Windows)サービス HW-32
（10） 仮想専用サーバ(Windows)サービス HW-42
（11） 仮想専用サーバ(Windows)サービス HW-52
（12） 専用サーバ（エントリープラン）
（13） 専用サーバ（ベーシックプラン）
（14） 専用サーバ（エキスパートプラン）
（15） 前各号に付随するオプションサービス

第４条（本サービス利用による対価）

１．本サービス利用における対価は以下の内容により構成され、スピーバーホームページにて別途定めるものとします。なお、以下の対価を総称して利用料金等といいます。

（１） 初期登録費：本サービスを受けるにあたって必要となる初期の登録設定等費用
（２） サービス料金：基本プラン、オプションサービスの利用料金

第５条（弊社からの通知方法）

１．弊社から契約者への通知方法は、その内容により弊社が適当と判断する以下の方法により行います。

（１） 書面の郵送、及びファクシミリ

（２） 電子メール
（３） スピーバーホームページへの掲載

２．前項における通知を、電子メールで行った場合は送信日をもって、スピーバーホームページへの掲載で行った場合は掲載日から起算して７日を経過した日をもって、当該通知が到達したものとみなします。

第６条（本規約の改定）

１．弊社は、契約者の承諾を得ることなく本規約及び利用料金等を随時改定することがあります。なお、この場合の契約者の本サービス利用条件等は、改定後の新規約を適用するものとします。

２．前項の改定を行う場合は、１５日以上の予告期間をおいて、新規約をスピーバーホームページにて通知します。

３．第１項においてサービス料金が改定された場合は、契約期間途中の契約には適用されず、改定日以降更新及びサービス開始される契約に適用されます。

第７条（ソフトウェア等の使用条件）

１．契約者は、本サービスの利用に関して弊社の提供する、又は契約者自身が取得したソフトウェアを利用する場合には、各ソフトウェアの利用許諾に定められた利用条件を遵守するものとします。

２．弊社は、本件サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性及び適法性を保証していません。

第８条（申込手続き）

１．本サービス利用申込は、スピーバーホームページよりオンラインサインアップ、または弊社所定の申込書の提出をもって申込とします。

２．弊社は、申込に関して本人確認等のため、資料の提出を求めることがあります。

第９条（申込みの撤回）

１．契約者が本サービスの申込を撤回するときは、文書をもって弊社に通知するものとします。

第１０条（申込の承諾）

１．弊社は、契約者の申込内容等が、次の各号の一に該当するときは、申込を承諾しないことがあります。

(1) 申込の際に虚偽の届出をしたことが判明したとき
(2) 申込者が本規約の義務を怠るおそれがあると弊社が判断したとき

(3) 申込者が未成年等に該当し、申込に際して法定代理人等の同意等を得ていないとき
(4) 本サービス業務内容の調査、及び弊社営業の妨害を行うことを目的としている、もしくはそのおそれがあると弊社が判断したとき
(5) クレジットカード支払いの申込で、正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき
(6) 指定したクレジットカードが、クレジットカード会社により利用の差し止めが行われているとき
(7) 弊社に対して負担する何らかの債務の履行について現に遅滞が生じている、または過去において遅滞が生じた事実があるとき
(8) 申込者が反社会的勢力であるとき、またはその恐れのあるとき
(9) 前各号のほか、本契約の締結を適当でないと弊社が判断したとき

２．弊社は申込承諾後、契約者に対して申込承諾の通知として、弊社所定の方式にて利用料金等の請求書を発行します。

第１１条（本契約の成立）
会員規約 第7条（サービスの成立）第1項・第2項に準ずる。

第１２条（サービスの開始）
１．弊社は本サービスを開始するにあたり、契約者にサービス開始日等の情報を記載したサービス開始通知書の郵送及び FAX 送信、または電子メールにて通知します。
２．本サービスの利用開始日は、契約者の実際の本サービス利用有無にかかわらず、前項のサービス開始通知書に記載されたサービス開始日とします

第１３条（契約期間）
１．本サービス基本プランの契約期間は、サービス開始日より１ヶ月または６ヶ月または１年とします。但し、共用サーバプラン（ゴールド）の契約期間は６カ月または１年、共用サーバプラン（プラチナ）の契約期間は１年、専用サーバプラン（エントリー・ベーシック・エキスプレス）の契約期間は１年とします。
２．本サービスオプションの契約期間は、以下のものを除き基本プランの契約期間に合わせるものとします。
（１） SSL 証明書

第１４条（契約の更新）
１．弊社は、契約期間終了日の３０日前迄に契約更新における利用料金等の請求を弊社所定の方式にて行います。

２．契約者は、本契約を更新する場合は契約期間終了日の前までに、弊社所定の方式により支払うものとします。
３．弊社は、契約期間終了日において契約者からの入金が確認できない場合は、本契約更新の意思がないものとみなして、契約者に通知することなく契約期間終了日をもって本サービスの停止をします。

第１５条（基本プランのアップグレード）
１．契約者が契約期間の途中に基本プランのアップグレードを希望する場合は、弊社指定の方法にて申込むものとし、プラン変更予定日から契約終了日までの残存契約日数におけるサービス料金の差額を支払うことにより可能とします。

第１６条（基本プランのダウングレード）
１．契約者が契約期間の途中に基本プランのダウングレードを希望する場合は、弊社指定の方法にて申込むものとし、プラン変更予定日から契約終了日までの残存契約日数におけるサービス料金の差額が発生した場合は、契約者へ差額をポイントに換算して付与します。但し、共用サーバプラン（ゴールド）、共用サーバプラン（プラチナ）をご契約の場合ははダウングレード対象外とします。

第１７条（オプションの追加）
１．契約者が契約期間の途中で、オプションサービスの追加利用を希望する場合は、弊社指定の方法にて申込むものとし、オプションサービス開始予定日から契約終了日までの日割によるサービス料金及び初期登録費を支払うことにより可能とします。

第１８条（サービス内容の変更）
１．弊社は、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの内容を変更することがあります。なお、その場合１ヶ月以上前に電子メールまたはスピーバーホームページに掲載することにより通知します。

第１９条（サービスの一部廃止）
１．弊社は、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの一部を廃止することがあります。なお、その場合２ヶ月以上前までに電子メールまたはスピーバーホームページに掲載することにより通知します。
２．契約期間中に前項のサービスの廃止があったとき、契約者は当該廃止サービスに代えて同等他の種類の代替サービスを受けることができます。なお、代替サービスがない場合に契約者は、契約期間残存日数に対するサービス料金の日割額を返還請求する権利を有します。

第２０条（サービスの一時停止）

１．弊社は、次の各号の一に該当するときは、本サービスの提供を一時停止、および原因となるデータの削除を行うことがあります。

（１） 弊社のサーバ、電気通信設備の工事・保守上やむを得ないとき

（２） 弊社の契約先電気通信事業者の変更等やむを得ない事由が生じたとき

（３） 弊社の契約先電気通信事業者の電気通信設備に障害が発生したとき

（４） 天災、事変、その他の非常事態が発生し、通信回線の使用に制限がかけられたとき

（５） 法令による規制、司法命令等が適用されたとき

（６） その他本サービス運営上、必要なとき

２．弊社は、前項により本サービスの提供を一時停止するときは、事前にその理由、実施期日、および実施期間を契約者に通知するものとします。ただし、緊急等でやむを得ない場合はこの限りではありません。

３．弊社は、第１項に基づき本サービスが一時停止されたことによって生じた、契約者の損害については一切の責任を負いません。

第２１条（高負荷）

１．弊社は、契約者が 各種プログラム、メールシステム等の利用により、弊社システムに著しい負荷や障害を与える、
もしくはアクセス過多（これらの状態を総合して、以下「高負荷」という）により正常な本サービスの提供が行えないと判断した場合、事前通知することなく契約者のシステムの停止や原因となるデータの削除等を行う場合があります。
なお、第３２条（禁止事項）第１項に抵触しないものであっても、契約者は弊社の事由に基づく停止、データ削除等を承諾するものとします。

２．前項により本サービスが緊急停止された場合、契約者はシステム利用の再開にあたり、停止の原因となった高負荷の対策を講ずるものとします。

第２２条（利用料金の請求及び支払）

１．弊社から契約者への利用料金等の請求方法は、請求書の郵送または、電子メールでの請求とし、弊社が別途定めます。

２．契約者から弊社への支払方法は、以下の方法とし、請求書に定められた支払期日までに支払うものとします。なお、支払に係わる振込手数料等の費用は契約者の負担とします。

（１） クレジットカード

（２） 弊社指定の銀行口座への振込み

第２３条（消費税）

１．本契約に基づき契約者が弊社へ支払を要する額は、利用料金等に消費税に相当する金額を加算した金額となります。

第２４条（遅延損害金）

１．契約者が本契約に基づき、弊社に対し負担する一切の債務の支払を遅延したときは、支払うべき日の翌日から完済の日まで、支払うべき金額に対して年利１４．５％の割合の遅延損害金を、弊社は契約者に対して請求できるものとします。

第２５条（変更の届出義務）

１．契約者は、その住所、氏名、代表者、連絡先電話番号、管理担当者等に変更が生じたときは、遅滞なくその変更内容を弊社に届け出るものとし、弊社から請求があった場合は、その変更内容を証明する書類を提出しなければならないものとします。

２．前項の届け出を怠ったことにより、契約者が不利益を被ったとしても、弊社は一切その責任を負いません。また、弊社からの通知等が契約者に不到達となっても、通常到達し得るときに到達したものとみなします。

第２６条（管理責任）

１．契約者は、本サービスに関連して弊社、または付加サービス提供者から発行されるユーザーID、パスワード等（以下「パスワード等」という）を、契約者自身の責任において管理するものとし、パスワード等を第三者に開示、漏洩、および貸与し使用させることはできないものとします。

２．契約者は、パスワード等の第三者による不正使用等により本サービスが利用されても、当該契約者の利用とみなされることに同意します。但し、弊社の故意又は重大な過失により、弊社が提供したパスワード等が第三者に利用された場合はこの限りではありません。

３．契約者は、パスワード等の盗難または不正使用の事実を知った場合、ただちにその旨を弊社に連絡するものとし、弊社から指示があるときはそれにしたがうものとします。

４．弊社はパスワード等の電話による問い合わせに関しては、問合せ者が契約者自身であっても、電話による回答はしないものとします。

５．弊社は、契約者からのパスワード等の問合せに対して、本人確認等のため、別途弊社の定める通信方法により回答するものとします。

第２７条（データの取扱い）

1．契約者は、理由のいかんを問わず本サービスの利用契約が終了、解約された場合、弊社サーバへのアクセス権を失い、弊社は弊社サーバ内に蓄積された契約者のデータを事前通告することなく削除することができるものとします。
2．契約者は、自己のデータ領域（データ保管空間）内でなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず一切の責任を負うものとします。
3．契約者は、自己の責任においてデータ領域（データ保管空間）内を利用し、保管管理を行い、データのバックアップを行うものとします。
4．弊社は、契約者が登録したデータについては何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。
5．弊社は、契約者の承諾を得ることなく、契約者が登録したデータ領域のコピーを保管（以下「バックアップデータ」という）することがあります。ただし、当該バックアップデータは、弊社サーバの故障・停止時の復旧の便宜に備えてのものであり、契約者のデータ領域の保全を目的とするものではありません。
6．前項におけるバックアップデータについて、弊社は、データの完全性等を含め、一切の保障をしません。また、何らかの事由により、当該バックアップデータの一部または、全部が消失した場合において、これによって契約者に損害が生じた場合でも、弊社は、一切の責任を負わないものとします。

第２８条（契約者の設備等）
1．契約者は、本サービスの利用にあたって必要となる機器、ソフトウェア、その他通信設備（以下「契約者設備」という）を自らの費用と責任において設置し、本サービスを利用可能な状態に保持するものとします。
2．弊社は、本サービスの利用のために必要、または適した契約者設備を指定することがあります。この場合、契約者が指定外の契約者設備を用いたときは、本サービスを受けられないことがあります。
3．契約者の契約者設備および環境が、本サービスの運用上支障をきたしていると弊社が判断した場合、該当契約者の本サービス利用を一時停止もしくは解約できるものとします。

第２９条（セキュリティ対策の責任分担）
1．弊社は、提供基盤について、脆弱性情報の収集、修正プログラムの適用、不正アクセスの監視及び防御その他の合理的な安全管理措置を講じるものとします。
2．契約者は、契約者管理領域について、自己の責任と費用において、ソフトウェアの更新、脆弱性への対応、パスワード等の適切な管理その他必要なセキュリティ対策を講じるものとします。

第３０条（旧プランの利用）

１．弊社は、サポート終了その他の事由により、旧プランの提供を終了し、又は契約者に対して新しい基本プランへの移行を案内することがあります。この場合、弊社は、相当の期間をおいて、移行の必要性及び旧プランを継続して利用した場合のリスクを契約者に通知するものとします。

２．PHP 等のバージョンの選択は契約者が行うものとし、弊社は、第３７条第４項に定める場合を除き、契約者が選択したバージョンを契約者の承諾なく変更しないものとします。弊社が契約者の選択したバージョンを最新版へ変更しなかったことについて、弊社は責任を負わないものとします。

３．契約者が、サポート終了した OS や PHP 等を利用し続ける場合、又は第１項の通知を受けたにもかかわらず互換性その他の理由により旧プランの継続利用を選択した場合、これらに固有のリスク（開発元等から修正プログラムが提供されないことに起因する障害等を含みます。）は契約者が負担するものとします。

４．前項の場合においても、弊社は、旧プランの提供を継続する間、提供基盤として合理的に可能な範囲で安全管理措置を講じるよう努めるものとします。

５．新しい基本プランへの移行作業（データの移行、契約者管理領域のプログラムの改修及び動作確認を含みます。）は、弊社が別途定める場合を除き、契約者の責任と費用において行うものとします。

第３１条（インターネット接続業者）

１．本サービスを利用するために必要なインターネット接続環境は、原則弊社が指定するインターネットサービスプロバイダに限るものとします。なお、契約者が弊社指定外のインターネットサービスプロバイダを利用したときに、弊社は、プロバイダの差異に起因する諸問題に関し、責任を負わないものとします。

第３２条（禁止事項）

１．契約者は、本サービスおよび第三者提供サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはならないものとします。

（１） 第三者の著作権、著作人格権、商標権等の知的財産権を侵害する、またはそれらを侵害するおそれのある行為

（２） 第三者のプライバシーもしくは肖像権を侵害する、またはそれらを侵害するおそれのある行為

（３） 第三者を誹謗中傷し、その名誉もしくは信用を毀損する行為

（４） 公職選挙法に違反する、またはそのおそれのある行為

（５） わいせつ・児童ポルノ・児童虐待等にあたる画像、文書等、未成年者や青少年の利用を制限する情報、出会い系サイト・その他風俗に関する情報を発信すること、またはそれらに類するとして弊社が不適当と判断する情報を発信する行為
（６） 法令に違反する、またはそのおそれがある行為
（７） その他犯罪行為を惹起する、またはそのおそれがある行為
（８） ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信、または書込む行為
（９） 第三者に虚偽の情報を以って不利益をもたらす、またはそのおそれのある行為
（10） 他の契約者のパスワード等を不正に使用し本サービスを利用する行為
（11） 迷惑メール等、弊社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせ本サービスの運営に支障をきたす、またはそのおそれのある行為
（12） その他弊社が不適切と判断する行為

２．弊社は、契約者が前項の一に該当すると判断した場合、何等の催告することなく、掲載された情報や原因となるデータを削除することができ、また契約者の本サービスの利用を一時停止もしくは解約できるものとします。
尚、前項により、契約者に損害が生じた場合でも弊社は一切の責任を負いません。

３．弊社は、契約者が１項の一に該当する行為によって、権利を侵害されたとする者から適法な発信者情報の開示の請求があった場合、第４０条に基づいて契約者の情報を開示することがあります。

第３３条（契約者による解約）

１．契約者が、本契約を解約するときは、別途弊社が定める方法にて通知するものとします。なお、解約日は当該通知に記載された解約希望日とします。

２．前項の場合、すでに徴収済の利用料金等については返却しないものとします。

第３４条（弊社による解約）

１．弊社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、契約者に対し何等の催告なく本サービスの利用を停止し、本契約を解約できるものとします。尚、前項により、契約者に損害が生じた場合でも弊社は一切の責任を負いません。
（１） 本規約条項の一に違反したと弊社が判断したとき
（２） 差押、仮差押、競売、破産、民事再生開始、会社更生手続開始の申立てがあったとき
（３） 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
（４） 公租公課の滞納処分を受けたとき
（５） 本サービス申込み時に虚偽の記載および申告をしたとき

（６） 弊社の営業妨害および利益に反する行為をしていると弊社が判断したとき
（７） 弊社から電話、FAX、電子メール、郵送の通信手段で契約者へ連絡のとれないとき
（８） 本サービスの利用方法が、本サービス運営上支障を及ぼすと弊社が判断したとき
（９） その他弊社が契約者として不適当と判断したとき

２．前項における解約で、すでに徴収済の利用料金等については返却しないものとします。

第３５条（契約者の責任）

１．本サービスの利用に伴い、契約者が第三者に対して損害を与えた場合は、契約者自身の責任と費用において問題解決をはかるものとし、弊社に一切の迷惑・損害をかけないものとします。
２．本サービスの利用に伴い、契約者が第三者から損害を受けた場合においても、前項と同様とします。
３．契約者が本サービスの利用に伴い、故意、過失を問わず弊社に損害を被らせた場合は、契約者は弊社に対して損害賠償の義務を負うものとします。

第３６条（弊社の責任）

１．弊社は、契約者が本サービスを利用することにより発生した損害、およびサービス停止したことにより発生した損害については、その理由のいかんにかかわらずいかなる損害賠償責任も負わないものとします。但し、弊社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

第３７条（サイバー攻撃及び脆弱性に起因する障害）

１．弊社は、次の各号のいずれかに起因して本サービスに障害（サーバの停止、性能低下、データの消失や改ざん、情報漏えい等を含みます。以下本条において同じ。）が生じた場合、当該障害及びこれにより契約者又は第三者に生じた損害について、責任を負わないものとします。
（１） 弊社が提供基盤について第２９条第１項の安全管理措置を講じたにもかかわらず防止できなかったサイバー攻撃
（２） 提供基盤に存在する脆弱性のうち、公表前に悪用されたもの、開発元等から修正プログラムが提供されていないもの、その他公表時点において弊社が合理的に予見又は回避することができなかったもの
（３） 契約者管理領域に存在する脆弱性、又は契約者によるセキュリティ対策の不備（これらを悪用したサイバー攻撃を含みます。）

（４） 第３０条第３項に定める旧プランを選択したことに固有のリスク

２．前項の規定は、弊社が提供基盤の脆弱性について修正プログラムの公表後合理的な期間内にその適用を怠った場合、その他弊社が第２９条第１項の安全管理措置を怠ったことに起因する障害には適用しないものとします。この場合、弊社は、第３６条本文の規定にかかわらず、第３８条の範囲で損害賠償責任を負うものとします。

３．弊社は、提供基盤の脆弱性について修正プログラムが公表された場合、その深刻度及び影響範囲に応じて、合理的な期間内に適用するよう努めるものとします。修正プログラムが提供されていない場合には、設定変更等の回避策を講じるなど、弊社が講じ得る措置を実施するよう努めるものとします。

４．弊社は、第１項各号の事象への対応又は被害拡大の防止のために緊急の必要があると判断した場合、本サービスの全部又は一部の一時停止、通信の遮断、PHP 等の設定やバージョンの変更、原因となるデータの隔離その他必要かつ相当な範囲の緊急措置を講じることがあり、契約者はこれを承諾するものとします。この場合、弊社は、可能な限り事前に、事前の通知が困難な場合は措置後速やかに、その内容を契約者に通知するものとします。

５．弊社が前項の措置を必要かつ相当な範囲で講じた場合、当該措置により契約者に生じた損害（契約者管理領域のプログラムが動作しなくなったことによる損害を含みます。）について、弊社は責任を負わないものとします。

６．第１項各号の事象又は第４項の措置に起因する本サービスの停止時間は、第３９条第２項の累計障害時間に含まれないものとします。

７．弊社は、提供基盤に関する脆弱性又は障害について、影響範囲及び対応状況をスピーバーホームページ等により情報提供するよう努めるものとします。ただし、契約者管理領域の調査、復旧又は改修を行う義務は負わないものとします。

第３８条（損害賠償額の制限）

１．本サービスの利用に関し、本契約に基づき弊社が損害賠償義務を負う場合、弊社は契約者に現実に生じた通常の直接損害に対して、契約者が弊社に現契約の本件サービスの対価として支払った利用料金１年分を上限として、賠償責任を負うものとします。但し、逸失利益及び間接損害等の特別の事情により生じた損害については、弊社は賠償責任を負いません。

第３９条（稼働率に基づく返金）

１．弊社は契約者が利用するサーバの月ごとの稼働率が１００％を下回った場合、基本プランのサービス料金を月額換算した当該月の費用に弊社の定める割合を乗じて契約者に返金します。

2．稼働率は次の計算方法により算出します。なお、小数点第 3 位以下は切り捨てることとします。
サーバ稼働率 [%] ＝（総稼働時間 [分] − 累計障害時間 [分] ） ÷ 総稼働時間 [分] × 100
3．前項の累計障害時間は、弊社所定の測定方法により算出するものであり、本サービスが利用できないことを弊社が知り得たときから、再び利用できることを弊社が確認したときまでを起算するものとします。
4．第 2 項の累計障害時間に、以下の事由に起因するものは含まれないものとします。
(1) DNS サーバの障害によるドメインでのアクセス不可の場合
(2) 上位プロバイダの責に帰すべき事由による利用不能の場合
(3) 第三者からの不正アクセス、ウイルスの配布、クラッキング等の違法行為による場合
(4) 契約者が本サービスの利用規約に違反したことによる場合
(5) 契約者の責に帰すべき事由による利用不能の場合
(6) 弊社の行うメンテナンスによる場合
(7) 前各号の他、天災地変、停電等弊社の帰せざる事由による場合
5．弊社が弊社所定の方式により返金対象月の翌月 15 日まで（以下「申請期間」という）に返金申請を行い、弊社の審査により返金対象と判断した契約者に対して、弊社は所定の方法に従い返金対象月の翌月末に返金します。但し、申請期間を経過した場合や返金申請時に契約が終了している契約者は、返金対象外とします。
6．前項の支払にかかわる振込・支払手数料は弊社負担とします。
7．振り込み先は、日本国内の銀行口座

第４０条（個人情報等の取扱い）
1．個人情報等の利用に関し、弊社は、個人情報および会員の情報につき、以下の目的で利用いたします。
（1） 弊社ならびにグループ会社の商品、サービス等関連情報のご提供、お客様からのお問い合わせ対応
（2） 弊社ならびにグループ会社の事業に関する、施策立案及び商品開発等マーケティング目的の調査及び分析
（3） 弊社ならびにグループ各社による、経営上必要な各種の管理
（4） 弊社ならびにグループ各社との共同利用のため
（5） 前各号のほか、あらかじめお客様の同意を得たとき

2．個人情報および会員の情報につき、第三者に開示、提供いたしません。但し次の場合は第三者に開示することがあります。

(1) 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等の法令に該当すると判断されるとき
(2) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）に定める開示請求があったとき
(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者による、法令に定める事務遂行のための要請があったとき

第４１条（知的財産権）
１．本サービスを提供するにおいて、弊社が契約者に提供する一切の著作物に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含みます）および著作者人格権ならびにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、弊社またはその供給者に帰属します。

第４２条（利用権譲渡の禁止）
１．契約者は、本サービスの利用に関する権利を、弊社の書面による事前の承諾無くして第三者に譲渡できないものとします。

第４３条（法令等の遵守）
１．契約者は、本サービスおよび第三者提供サービスの利用に関して、適用される全ての法規を遵守しなければなりません。

第４４条（機密保持義務）
１．契約者および弊社は、相手方の書面による承諾なくして、本サービス利用に関連して相手方から開示された、もしくは知り得た相手方固有の業務上、技術上その他の秘密を、本契約期間中はもとより、本契約終了後も、第三者に対して開示、漏洩しないものとします。

第４５条（準拠法）
１．本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第４６条（合意管轄）
１．本契約に関して生じた弊社と契約者との間の紛争については、弊社本店所在地を管轄する裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

第４７条（協力義務）
１．本規約に定めのない事項について弊社と契約者は、誠意をもって協議解決するように努力するものとします。

第４８条（本規約の制定及び改定）

１．本規約制定日：2011 年 9 月 5 日

（2013 年 3 月 28 日改定）

（2014 年 6 月 30 日改定）

（2015 年 1 月 5 日改定）

（2015 年 3 月 16 日改定）

（2015 年 6 月 1 日改定）

（2016 年 7 月 1 日改定）

（2019 年 6 月 28 日改定）

（2021 年 11 月 25 日改定）

（2026 年 12 月 7 日改定）